



原 対 第 4 0 2 号
令和4年12月16日

日本原子力発電株式会社
東海発電所・東海第二発電所長
山口 嘉温 殿

茨城県防災・危機管理部原子力安全対策課長

日本原子力発電株式会社 東海第二発電所における火災について（嚴重注意）

去る9月13日、貴社の東海第二発電所輸送本部建屋脇の変圧器において火災が発生し、その後の12月6日にも、再び同所敷地内において屋外仮設照明用コンセントの火災が発生したところであります。

いずれも管理区域外におけるものではありませんが、火災が立て続けに発生していることは、県民の原子力事業所に対する信頼を大きく損ねるものとして誠に遺憾であり、ここに嚴重に注意します。

今般の事象については、現在、原因究明及び再発防止対策の検討が進められているところと承知しておりますが、貴所におかれては、原子力事業所における火災による社会的影響について強く再認識された上で、所内の火災発生の未然防止に万全を期す観点から、今般の事象に係る原因究明等のみならず、貴所全体の火災発生防止に係る管理体制について必要な検討を徹底的に行い、その結果について併せて報告するよう求めます。